

協議3

第52回関東甲信越静社会教育研究大会東京大会繰入金について

案1：会則を改正する

東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則の一部を次のように改正する。(案)

次の表中、改正後の欄の下線が引かれた部分について、説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(会計) 第11条協議会の経費は、分担金、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。 2 分担金の額は25,000円とする。 3 協議会は、必要があると認めるときは特別会計を設けることができる。	(会計) 第11条協議会の経費は、分担金、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。 2 分担金の額は25,000円とする。 3 協議会は、必要があると認めるときは特別会計を設けることができる。 4 <u>協議会は、前項の特別会計で一般会計へ繰り入れた額を基金として設けることができる。</u>	字句の追加

付則

(施行期日)

この会則は、令和5年4月 日から適用する。

関東甲信越静社会教育研究大会東京大会基金取り扱いに関する規程申し合わせ事項（案）

基金については、次のとおり取り扱うこととする。

- 1 この規程は東京都市町村社会教育委員連絡協議会（以下「協議会」という。）会則第 11 条の規定により、関東甲信越静社会教育研究大会東京大会基金（以下「基金」という。）を設けるに必要な事項を定める。
- 2 基金として積み立てる額は、令和 3 年度特別会計決算からの繰入金のうち一般会計からの繰出金（平成 30 年度から令和 3 年度まで）400,000 円を差引いた残額とする。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。
- 4 基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。
- 5 基金は、関東甲信越静社会教育研究大会東京大会の運営に要する経費に充てる場合に限り、その全額又は一部を処分することができる。
- 6 基金の決算については、総会において承認を求めるものとする。

この規程は、令和 5 年 4 月 日から実施する。

案 2：勘定科目を設置する

繰入金の取り扱いに関する申し合わせ事項

- 1 令和4年度予算書で計上した繰入金は、令和3年度開催した第52回関東甲信越静社会教育研究大会東京大会の差引残高で、次回の東京大会の準備金として留保（確保）するための取り扱いについて定めるものである。
- 2 関東甲信越静社会教育研究大会東京大会準備金（以下「準備金」という。）とする。
- 3 予算書において、歳出の科目として準備金とし、備考欄に関東甲信越静社会教育研究大会東京大会と明記する。
- 4 準備金は関東甲信越静社会教育研究大会東京大会の運営に要する経費に充てる場合に限り、執行することができる。
- 5 準備金として計上する額は、令和3年度特別会計の繰入金のうち一般会計からの繰出金（平成30年度から令和3年度まで）400,000円を差引いた残額とする。
- 6 この申し合わせ事項に定めのない事項が生じた場合は、理事会において協議をして定めるものとする。

（附則）

- 1 令和5年4月 日から適用する。

東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、東京都市町村社会教育委員連絡協議会（以下「協議会」という）と称し、事務局を会長の所属する市町村内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、社会教育の振興を図り、その充実を期するため、会員相互の連携を密にし、あわせて会員の資質の向上を図ることを目的とする。

(会員資格及び組織)

第3条 協議会は、東京都市町村の社会教育委員及び条例により当該市町村の社会教育に関し、社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定に準じる所掌職務が定められている委員を会員として組織する。

2 ブロック別会員研修の組織は次のとおりとする。

ブロック	所属市町村
第一ブロック	青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町
第二ブロック	立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市
第三ブロック	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市
第四ブロック	小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市
第五ブロック	武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡に関すること。
- (2) 会員の交流大会・研修に関すること。
- (3) 社会教育に関する調査研究に関すること。
- (4) 社会教育の振興に顕著なる功績のあった者の表彰に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要なこと。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|---------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 会長市 2名 |
| | 他市町村 1名 |

- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名
- (6) ブロック幹事 5名

- 2 理事は、各市町村において、会員中より1名を選出する。ただし、会長市については2名とする。
- 3 会長、副会長、会計、ブロック幹事は、理事のうちより理事会において選出し、総会で承認を求める。
- 4 会計監査は、会員中より総会において選出する。

(顧問等)

第6条 協議会に顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は理事会の推薦により会長が委嘱し、諮問事項に応じ、理事会に出席して意見を述べるができる。

(役員職務)

第7条 協議会の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務を審議し、その運営にあたる。
- (4) 会計は、協議会の会計に関する事務を処理する。
- (5) 会計監査は、協議会の会計に関する事務を監査する。
- (6) ブロック幹事は、ブロック別会員研修の企画、運営にあたる。

(役員任期)

第8条 協議会役員任期は1年とする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、理事会、拡大役員会及び役員会とし、会長が召集する。

- 2 総会は、全会員をもって構成し、予算、決算、事業計画、役員承認、会則の改廃、その他必要な事項を議決する。
- 3 理事会は、理事をもって構成し、補正予算、総会に付議する事項、その他必要な事項を審議する。
- 4 拡大役員会は、会長、副会長、会計、ブロック幹事をもって構成し、理事会に付議する事項、その他必要な事項を審議する。
- 5 役員会は、会長、副会長、会計をもって構成し、理事会に付議する事項、その他必要な事項を審議する。

(会議の定足数)

第10条 協議会の総会、理事会、拡大役員会及び役員会は、それぞれの構成員の半数以上の出席者がなければ会議を開くことができない。

ただし、総会にあたっては委任状による出席を、理事会及び拡大役員会にあつては代理者の出席を認めることができる。

2 会議の事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第11条 協議会の経費は、分担金、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 分担金の額は、25,000円とする。

3 協議会は、必要があると認めるときに特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第12条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この会則に定めない事項については、細則をもって別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、昭和62年4月5日から施行する。

2 東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則(昭和38年4月1日施行、昭和51年4月29日一部改正)は廃止する。

3 この会則施行の際、現に廃止前の東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則の規定に基づいて行われた行為は、それぞれにこの会則の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、平成元年4月22日から適用する。

2 第4条第2項の規定は、平成元年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、平成4年4月17日から適用する。

2 第4条第2項の規定は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、平成5年4月17日から適用する。

2 第3条第2号、第4条第2項、第7条第6号の規定は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、平成6年4月16日から適用する。

2 第3条第3号、第5条第2項の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、平成8年4月20日から適用する。

2 第4条第2項の規定は、平成7年9月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、平成12年4月15日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、平成13年4月21日から適用する。

2 第4条第2項の規定は、平成13年1月21日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、平成25年4月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 この会則の適用前に、現に適用前の東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則の規定に基づいて行われた行為は、それぞれにこの会則の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、平成30年4月21日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、平成31年4月20日から適用する。